○内閣府令第五十号

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）の施行に伴い、及び特定商品等の預託取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）を実施するため、特定商品等の預託等取引契約に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎

特定商品等の預託等取引契約に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する内閣府令

特定商品等の預託等取引契約に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（昭和六十一年通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

運輸省令・農林水産省令

題名中「省令」を「内閣府令」に改める。

別記様式の表中「主務大臣名」を「消費者庁長官」に改め、同様式の裏中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附　則

この府令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

○内閣府令第五十一号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）を実施するため、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二項の規定による資料の提出要求の手続に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎

不当景品類及び不当表示防止法第四条第二項の規定による資料の提出要求の手続に関する内閣府令

第一条　消費者庁長官は、不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第四条第二項の規定に基づいて資料の提出を求める場合は、次に掲げる事項を記載した文書を交付して、これを行うものとする。

一　相手方の氏名又は名称

二　資料を求めることとなった表示

三　資料を提出すべき期限及び場所

第二条　法第四条第二項に規定する期間は、前条の文書を交付した日から十五日を経過する日までの期間とする。ただし、事業者が当該期間内に資料を提出しないことについて正当な事由があると認められる場合は、この限りではない。

附　則

この府令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

○内閣府令第五十二号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第五条第一項の規定に基づき、不当景品類及び不当表示防止法第五条第一項の規定による公聴会に関する規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎

不当景品類及び不当表示防止法第五条第一項の規定による公聴会に関する規則の一部を改正する内閣府令

不当景品類及び不当表示防止法第五条第一項の規定による公聴会に関する規則（昭和三十七年公正取引委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

不当景品類及び不当表示防止法第五条第一項の規定による公聴会に関する内閣府令

第一条から第三条までの規定中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第四条第一項中「委員長又は公正取引委員会が指定する委員若しくは公正取引委員会」を「消費者庁長官又は消費者庁長官が指定する消費者庁」に改め、同条第二項中「者」を「職員」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第五条中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

附　則

この府令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

○内閣府令第五十三号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）を実施するため、不当景品類及び不当表示防止法第九条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎

不当景品類及び不当表示防止法第九条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令

不当景品類及び不当表示防止法第九条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附　則

この府令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

別記様式

（第1葉）

